

パーソナルコンピュータ等の端末機を使用した取引照会・振込・振替サービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人が占有管理する端末機（以下「使用端末機」といいます。）によって、取引照会または振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。

1. 取引照会サービス

(1) (対象口座)

取引照会サービスの対象口座は、予め契約者が当行所定の申込書により指定した預金口座とします。

(2) (本人確認)

- ① 取引照会サービスの利用に際しては、当行で受信した本人確認のための暗証番号と予め届出の暗証番号が一致したとき、当行は送信者を契約者本人と認めデータの送信を行います。
- ② 当行が上記①によりデータ送信を行なったうえは、本人確認のための暗証番号の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) (利用時間)

取引照会サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。

2. 振込・振替サービス

(1) (取引の範囲)

- ① 依頼日当日に予め契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行なう取引。
- ② 依頼日の翌営業日以後8営業日以内の営業日で契約者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行なう取引（以下「振込・振替予約」といいます。）
- ③ 上記①②における入金指定口座の指定は、予め契約者から届出る方式により取扱います。
- ④ 入金指定口座への入金は次の各号の区分により取扱います。
 - イ. 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一支店内にあっても名義が異なる場合は、「振込」として取扱います。
 - ロ. 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

(2) (振込・振替取引の依頼)

- ① 振込・振替サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- ② 1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込振替金額」といいます。）は予め契約者が指定した金額の範囲内とします。
- ③ 振込・振替取引を依頼する場合には、予め当行が指定した電話番号あてに送信を行ない、入金指定口座の登録番号、支払指定口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。

(3) (振込・振替契約の成立)

- ① 依頼内容は、当行が受信した本人確認のための暗証番号と予め届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が暗証番号の一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 当行は依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落します。
- ④ 振込・振替契約は、上記③に規定する振込・振替資金を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。

⑤ 振込・振替契約が成立したときは、当行は依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行いません。

(4) (振込・振替予約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い)

振込・振替予約の場合には、当行は、前項②に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項③に規定する振込・振替資金の引落としができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当行は、契約者に対し振込・振替資金等の引落し不能の旨の通知はしません。

(5) (依頼内容の変更・組戻し)

① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱います。

イ. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

ロ. 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。

イ. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

ロ. 当行は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ハ. 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。

③ 上記②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しできないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

④ 訂正依頼書または組戻し依頼書に使用された印鑑と届出の印鑑とを相当に注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

⑤ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取り止めはできません。

(6) (使用端末機による依頼の取り消し)

① 振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前営業日までに限り、使用端末機によって依頼の取り消しを行なうことができます。

② 上記①使用端末機による依頼の取り消しの取扱いについては、前記(3)①の規定を準用します。

(7) (取引内容の確認等)

① 本サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。

② 当行は、毎月の振込・振替取引について翌月 5 日までにその明細を記載した通知を発信しますので取引内容を確認してください。

③ 上記②の場合において、通知が届かないとき、取引内容に相違があるときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。

④ 依頼人と当行の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

3. 取扱手数料

(1) 本サービスの利用に際しては、当行所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。また、基本手数料は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。当行は基本手数料を変更することができます。

(2) 本サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。その支払いは、当行所定の日に一括して引落す方法によるものとします。

- (3) 第3条(5)に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料をいただきます。
- (4) 取扱手数料につきましては、消費税相当額を含んだ額を手数料としていただきます。
4. 届出事項の変更
暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、当行所定の方法により、直ちに当行に届出てください。
5. 災害等による免責
次の各号の事由により振込・振替資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
6. 解約等
- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できる。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の申込書によるものとします。
 - (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解除するときは、当行が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、和議開始、会社更生法手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき。
7. 関係規定の適用・準用
- (1) この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座規定、当座勘定規定により取扱います。
 - (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
8. 規定の変更
当行は、本件規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本件規定の変更が、本件規定の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本件規定を変更することができるものとします。この場合、当行は、当行のホームページ上の「パソコンバンクサービス・パソコンサービス利用規定」を改定し掲示します。

以上

パソコンバンクサービス（VALUX対応版）利用規定

1. サービス内容

パソコンバンクサービス（VALUX対応版）（以下、「本サービス」）といいます）は、パーソナルコンピュータ等の端末機によりVALUX専用ソフトを使用し、インターネットに接続して、当行所定の各種取引ができるものとします。

2. VALUXについて

本サービスの利用にあたって、予め契約者が㈱NTTデータが提供する「VALUXサービス」（有料）の契約が必要です。（VALUXは㈱NTTデータの登録商標）

- (1) VALUXサービスの利用・契約等に関する取扱いについては㈱NTTデータの定めるVALUXサービスの利用規約によるものとします。
- (2) VALUXセンターの障害、VALUXセンターサービスの契約解除その他の事由により本サービスが利用できないことにより発生した損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用にあたって、VALUXセンターがVALUX電子証明書を識別したうえで特定した「接続ID」を当行へ通知し、当行と通信を行います。当行が接続IDの一致を確認して各種取扱いをした場合は、VALUX電子証明書、接続IDにつき不正利用その他の事故が

あっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. その他

本利用規定に定めのない事項については、パソコンサービス・パソコンバンクサービス利用規定、データ伝送に係わる利用規定によるものとします。

以上

2020年2月改定